

基本方策2 「競技スポーツの推進」

政策目標5 競技力の向上

○ 取り組みの内容

- ・国民体育大会や各種全国大会等で優秀な成績を収めるため、県体育協会や各競技団体、高体連、小中体連等と連携し、優秀選手などを強化しました。
- ・県体育協会のスポーツ医・科学委員会と連携して、スポーツ医・科学セミナーやアスリートピッチング講習会を実施し、国体強化選手や指導者に対して啓発活動を行いました。
- ・ジュニアアスリートトータルサポート事業などにより、全競技団体が一貫指導体制を構築ができるよう指導・助言を行うとともに、競技団体が行う指導者資質向上講習会や日本体育協会、中央競技団体への指導者派遣研修などを実施し、指導者養成を支援しました。
- ・本県のスポーツ振興に顕著な功績のあった選手や指導者に対し、やまなしスポーツ賞として表彰を行いました。
- ・オリパラ候補選手活用事業において、本県の国体強化選手やジュニア選手、指導者に、本県ゆかりのトップアスリートによる実技指導や講習会を行いました。

○ 今後の課題

- ・本県が2031（平成43）年に2巡目の国民体育大会の招致を表明したことから、開催時に主力となるジュニア選手の発掘や育成、強化をしていく必要があります。
- ・国民体育大会の新規種目として女子種目が増加していることから、女性アスリートの育成、強化をしていく必要があります。
- ・国民体育大会における監督の指導者資格が義務化されたことを受け、指導者確保に向けた支援に取り組む必要があります。

基本方策3 「スポーツ界の好循環の創出」

政策目標6 トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

○ 取り組みの内容

- ・スポーツ推進委員などと連携して、山梨県新体カラスト・健康実態調査を行いました。
- ・地域で取り組む学校元気アップ事業においては、学生ボランティアを活用するなど、地域における外部人材の活用を進めました。
- ・ラグビーワールドカップのフランス代表公認キャンプ地に決定するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿に10の競技種目が決定しました。
- ・スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを進めるため、ホームページを活用した情報発信に努めました。

○ 今後の課題

- ・ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿が決定したことから、トップアスリートとの交流などを通じて県内選手の競技力の向上や地域振興につなげていく必要があります。
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、大会への関心を高めるほか、スポーツの価値について、子供たちに伝えていく必要があります。

数値目標の達成状況

【政策目標 1】	H24年度	H30年度	H29年度	実績値－ 目標値
	基準値	目標値	実績値	
授業以外で週3日以上、運動やスポーツを実施している小学生(4～6年生)の割合	男 59.3%	男 65%	男 60.7%	-4.3%
	女 34.1%	女 40%	女 38.1%	-1.9%

【政策目標 2】	H24年度	H30年度	H29年度	実績値－ 目標値
	基準値	目標値	実績値	
朝食を毎日食べる子どもの割合 (小学校6年生)	男 91.1%	男 95%	男 89.6%	-5.4%
	女 91.7%	女 95%	女 89.1%	-5.9%
朝食を毎日食べる子どもの割合 (中学校3年生)	男 85.7%	男 90%	男 84.2%	-5.8%
	女 87.5%	女 90%	女 84.2%	-5.8%
朝食を毎日食べる子どもの割合 (高等学校3年生)	男 79.7%	男 85%	男 81.9%	-3.1%
	女 85.8%	女 88%	女 84.0%	-4.0%

【政策目標 3】	H25年度	H30年度	H29年度	実績値－ 目標値
1年間に一度もスポーツしない者の割合(スポーツ未実施率)	基準値	目標値	実績値	目標値
	40.5%	20%	20.0%	0%

【政策目標 4】	H25年度	H30年度	H29年度	実績値－ 目標値
	基準値	目標値	実績値	
総合型地域スポーツクラブを設置している市町村の割合	88.9%	100%	88.9%	-11.1%
	11.1%	80%	66.7%	-13.3%

【政策目標 5】	H25年度	H30年度	H29年度	実績値－ 目標値
	基準値	目標値	実績値	
国民体育大会における個人、団体の上位8位以内の入賞数	79人	100人	78人	-22人
	856.5点	900点	812.5点	-87.5点
国民体育大会における天皇杯(男女合計)900点、順位20位台	31位	20位台	37位	—
	78%	100%	90%	-10%

トップレベルの競技者の養成・確保
ための一貫指導体制を確立してい
る競技団体の割合

第3章 目指す社会

山梨県スポーツ推進計画では、スポーツを通じて、県民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、多くの人たちが交流することで絆を強くし、地域社会の活性化につなげることを目指します。

1 本計画の基本理念

基本理念

「県民誰もが、いつでも、どこでも
スポーツに親しめる元気なやまなしをつくる」

～ 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進！ ～

「山梨県スポーツ推進計画」が目指す社会

県民の健康で豊かな生活・地域社会の活性化



「する」スポーツ

- ◆ 自らがスポーツを「する」ことで、楽しさや喜びを得られる。
- ◆ スポーツを継続して「する」ことで、健康維持や生きがいに満ちた生活を実現できる。

「みる」スポーツ

- ◆ スポーツを「みる」ことで、アスリートの姿に感動し、人生に活力が得られる。
- ◆ 家族や友人等を見て応援すること、人が「する」ことへのきっかけとなる。

「ささえる」スポーツ

- ◆ ボランティアや指導者、審判などでスポーツを「ささえる」ことで、「する」人たちの力になる。
- ◆ 「ささえる」ことで、多くの人々が交わり、感動を共有し合うことで、社会の絆を強くすることができる。

2 計画の体系

この計画を推進することにより、スポーツ基本法の目的である国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現などに寄与するとともに、県民にとって、スポーツがより身近なものとなり、生涯を通じて豊かなスポーツライフを実現できるようなするものです。

基本方針Ⅰ「子供のスポーツ機会の充実」

- 1 子供の運動習慣の確立と体力の向上
- 2 持続可能な運動部活動の構築

基本方針Ⅱ「健康教育の充実」

- 1 学校保健、学校給食及び食育等の推進
- 2 学校安全の推進

基本方針Ⅲ「若年期から高齢期までライフステージに応じた生涯スポーツの推進」

- 1 スポーツへの意識啓発と参画するための取り組み
- 2 総合型地域スポーツクラブの充実と指導者育成、施設や情報の充実

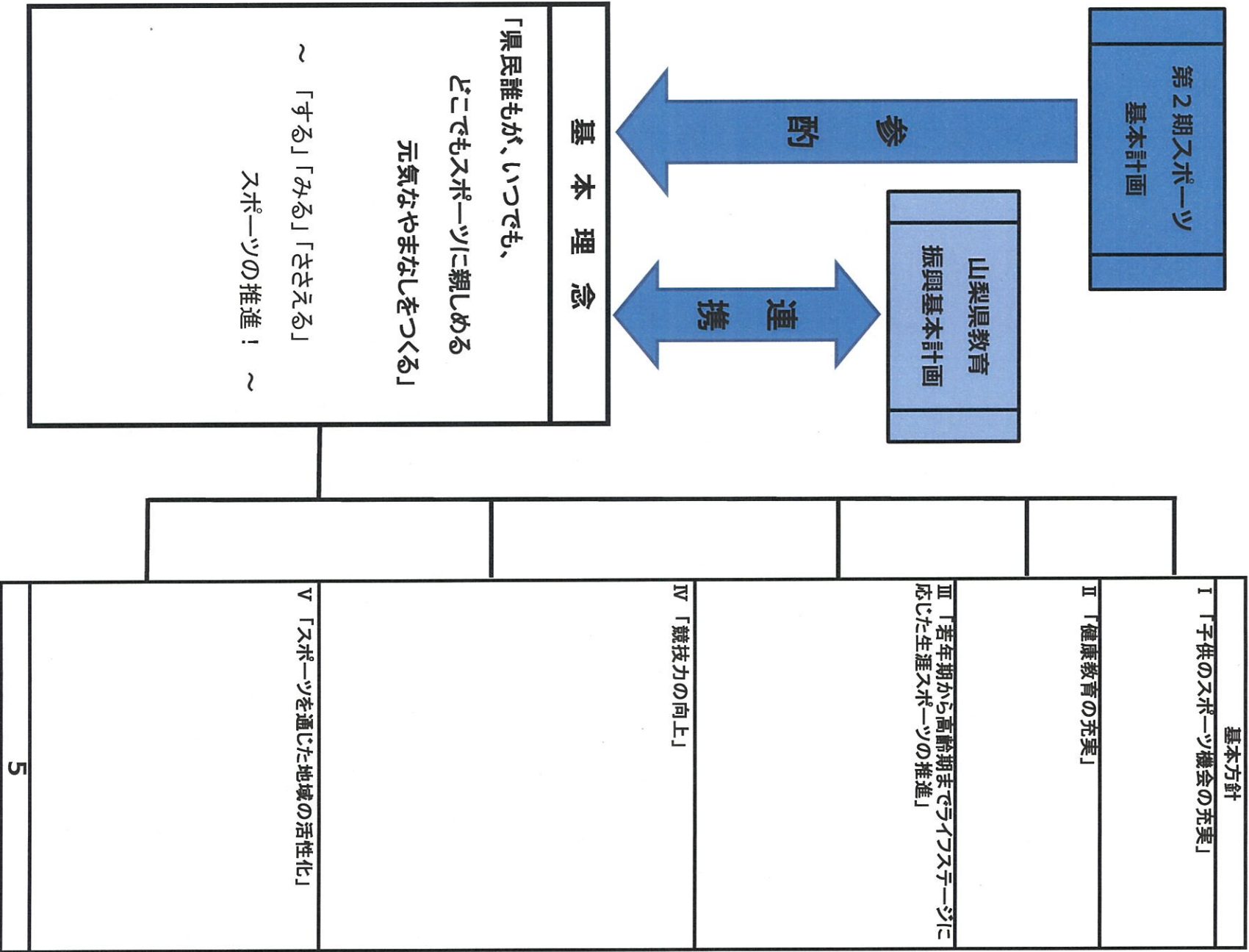
基本方針Ⅳ「スポーツを通じた地域の活性化」

- 1 オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 2 トップアスリートによる地域スポーツとの連携
- 3 スポーツによる地域振興
- 4 「ささえる」スポーツの機会拡大

基本方針Ⅴ「競技力の向上」

- 1 次世代アスリートの戦略的な発掘・育成
- 2 一貫指導体制の推進
- 3 スポーツ医・科学の活用
- 4 障害者のスポーツ活動の推進

3 体系及び概要



政策項目	具体的方策	頁
1 子供の運動習慣の確立と体力の向上	(1)子供の運動習慣の確立と体力の向上	15
	(2)新しい学習指導要領への取り組み	15
2 持続可能な運動部活動の構築	(1)やまなし運動部活動がイノベーションに基づく取り組み	16
	(2)先進的な実践事例集の作成	17
1 学校保健、学校給食及び食育等の推進	(1)関係者との連携	18
	(2)健康教育の充実	18
	(3)栄養教諭の拡充	19
2 学校安全の推進	(1)学校安全に関する研修会の充実	20
	(2)学校施設の安全確保	20
1 スポーツへの意識啓発と参画するための取り組み	(1)スポーツへの意識啓発	22
	(2)「する」スポーツへの参画	22
	(3)「みる」スポーツへの参画	22
	(1)総合型地域スポーツクラブの質的充実	23
	(2)地域のスポーツ指導者の資質向上	23
2 総合型地域スポーツクラブの充実と指導者育成、施設や情報の充実	(3)県立高等学校体育施設の開放	24
	(4)スポーツ情報提供の充実	24
	(5)県有スポーツ施設の整備	24
	1 次世代アスリートの戦略的な発掘・育成	25
	(1)2 巡目国体に向けたジュニア選手の発掘・育成	25
2 一貫指導体制の推進	(2)優秀選手の育成・強化	26
	(3)優秀選手等の表彰	26
	(1)一貫指導体制の充実	27
3 スポーツ医・科学の活用	(2)指導者の資格取得支援	27
	(3)中学校運動部活動指導者の資格取得支援	27
	(4)クリニックでフェアなスポーツの推進	27
	(1)情報分析と医・科学的な助言	28
4 障害者のスポーツ活動の推進	(2)スポーツ事故や傷害などの予防	28
	(3)アンチドーピングの啓発	28
	(4)女性アスリートへの支援	28
	(1)障害者スポーツの拠点づくり	29
1 オリンピック・パラリンピック教育の推進	(2)障害者スポーツの普及	29
	(3)パラアスリートの育成・強化	29
	(1)オリンピック・パラリンピック教室の開催	30
2 東京オリンピック・パラリンピック等に向けた機運の醸成	(2)スポーツによる国際交流	30
	(1)トッゾアスリートによる機運の醸成	30
	(2)パラスポーツの体験	31
3 スポーツによる地域振興	(3)東京オリンピック・パラリンピック候補選手の活用	31
	(1)トッゾアスリートとの交流	32
	(2)スポーツツーリズムの活用	32
4 「ささえる」スポーツの機会拡大	(3)トッゾアスリートの強化合宿の受入強化	32
	「ささえる」スポーツの情報提供	33
	(2)スポーツボランティアの活用	33
14	41	

第4章 スポーツ推進計画の具体的方策

基本方針Ⅰ「子供のスポーツ機会の充実」

学校、地域、家庭において、子供が運動を楽しむ機会を充実させ、運動の日常化を図りながら、体力の向上を目指します。また、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、学校における体制整備等を推進します。

政策項目 1 子供の運動習慣の確立と体力の向上

幼少年期から、運動への興味・関心を高め、生涯にわたる運動習慣を確立するとともに体力の向上を図り、豊かなスポーツライフを実現するための基礎づくりを行います。

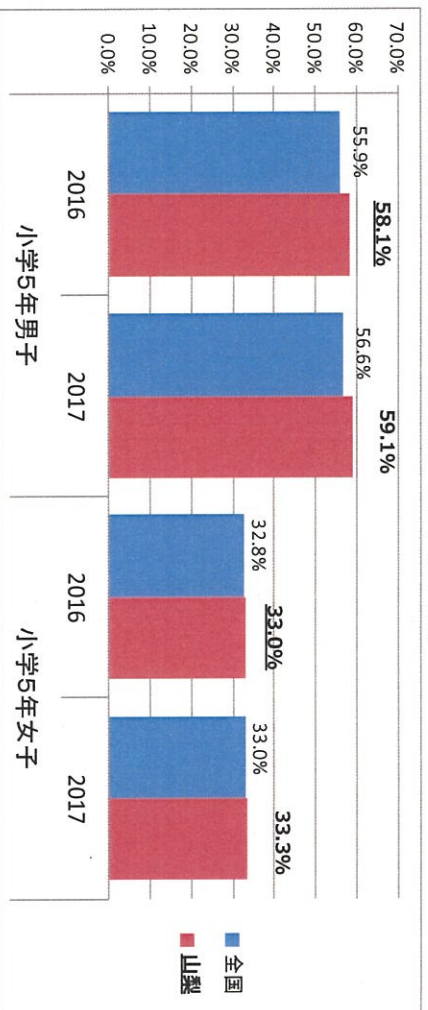
現状と課題

- スポーツ庁の調査(※1)において、一週間の総運動時間が420分以上である割合や運動が好きだと回答した児童生徒の割合は、小学生、中学生の男女とも全国平均を上回っています。
- しかし、同調査における体力合計点(※2)は、中学生男女は2015(平成27)年度以降全国平均を上回っているものの、小学生男女は全国平均を下回っていることから、各学校において課題を把握し、体力の向上につなげていく必要があります。
- 幼児期においては、様々な動きを経験することによって、体力や運動能力の基礎が身につくことから、遊びを中心とした運動を生活の中に取り入れる必要があります。
- 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指すため、新しい学習指導要領に基づき指導内容の定着を図っていく必要があります。

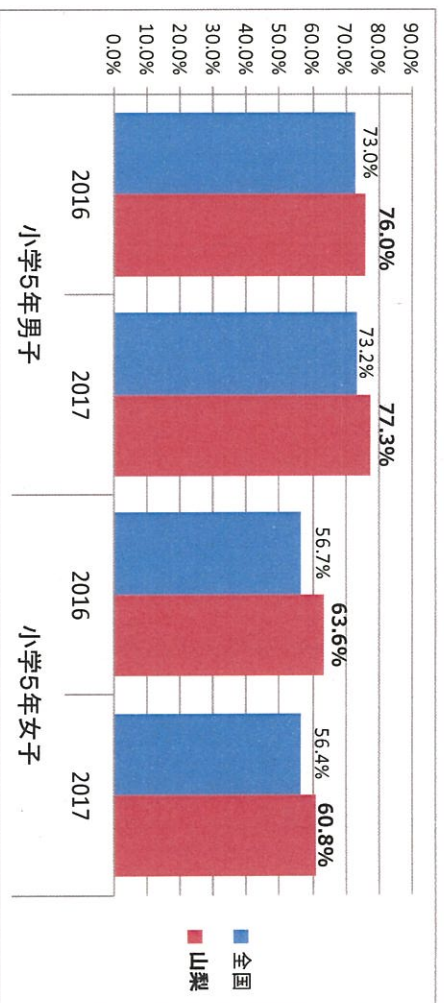
※1 2017(平成29)年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

※2 ※1の調査において、8種類の体力テストの成績を1点から10点に得点化して合計したものの。

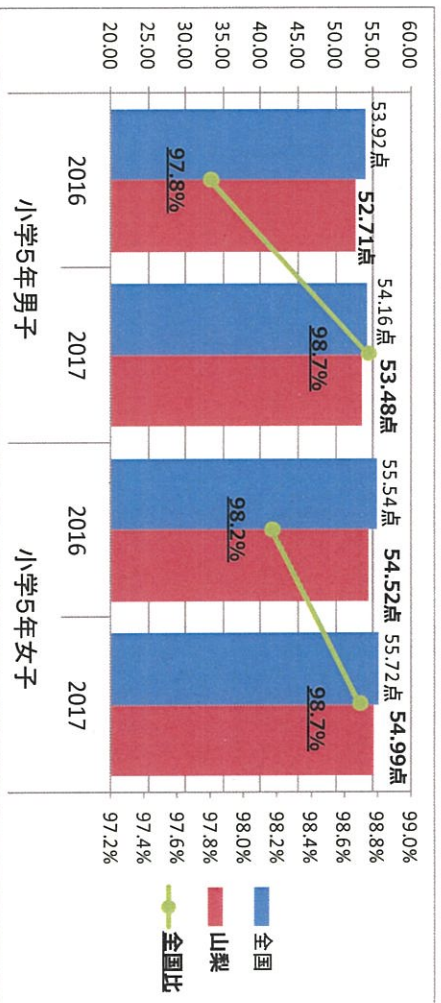
1週間の総運動量が420分以上(前年度・全国との比較)



運動、スポーツが好き 全国との比較 (前年度・全国との比較)



体力合計点 (前年度・全国との比較)



2016(平成28)年度、2017(平成29)年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査より

具体的方策

(1) 子供の運動習慣の確立と体力の向上

- ① 親子で気軽にできる遊びを中心とした運動を紹介し、日常生活の中で親子が一緒に楽しく体を動かす機会を創出します。
- ② 総合型地域スポーツクラブ等において、未就学児から親子で参加できる運動の機会などを充実させ、運動習慣の定着を図ります。
- ③ 山梨県新体力テスト・健康実態調査及び全国体力・運動能力・運動習慣等調査の分析結果を各学校に情報提供し、課題となる体力・運動能力の改善や、運動習慣を身につけるための取り組みを行い、児童生徒の体力の向上を図ります。

(2) 新しい学習指導要領への取り組み

- ① 新しい学習指導要領に基づく指導内容の定着を図るため、中央研修会へ指導者を派遣するほか、研修会・実技講習会などにより、教員の資質向上を図ります。

○数値目標

指 標	2017年度 (平成29) の現況値	2023年度 (平成35) の目標値
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における授業以外でほとんど毎日(週420分以上)運動やスポーツを実施している児童の割合(小5)	男子 59.1% 女子 33.3%	男子 _____% 女子 _____%
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における児童の体力合計点の全国体力合計点との比較(県平均/全国平均) ×100(小5)	男子 98.7% 女子 98.7%	男子 100% 女子 100%

※ 下線の2023(平成35)年度の目標値については、2018(平成30)年度の調査結果を待ち、12月に数値を確定します。

政策項目2 持続可能な運動部活動の構築

やまなし運動部活動ガイドラインに基づき、生徒にとって望ましい運動部活動の環境が構築されるよう取り組んでいきます。

現状と課題

- 運動部活動については、部活動指導が教員の長時間労働に繋がっていることや、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動による授業への影響や、スポーツ障害の懸念など、様々な課題が指摘されています。
- このため、やまなし運動部活動ガイドラインに基づいた取り組みを各学校に対し、周知徹底していく必要があります。

具体的方策

(1) やまなし運動部活動ガイドラインに基づく取り組み

- ①各学校が、運動部活動に係る活動方針を策定・公表することにより、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を整えられるよう支援します。
- ②運動部活動において、効率的・効果的にトレーニング効果を得るためには、適切な休養が必要であることから、平日、土日ともに少なくとも1日以上休養日を設けるほか、活動時間は平日2時間、休業日は3時間程度とし、練習の質の改善を支援します。
- ③運動部活動の実施にあたり、生徒の心身の健康管理や事故防止、体罰やハラスメント等の根絶が徹底されるよう指導します。
- ④顧問教員の部活動の負担軽減とともに、専門的指導の充実を図るため、部活動指導員の拡充を図ります。